

青森県後期高齢者医療広域連合告示第7号

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例（青森県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第17条の規定により、令和7年度と同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年6月15日

青森県後期高齢者医療広域連合長 西 秀 記



1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況

イ 書面による開示請求の件数及び開示決定等の状況

書面による開示請求なし。

ロ 口頭による開示請求の件数及び開示決定等の状況

口頭による開示請求なし。

(2) 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況

訂正請求なし。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況

利用停止請求はなし。

(4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況

何れの審査請求もなし。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

苦情の申出なし。